

(別紙2)

特定化学物質（特定化学物質等障害予防規則）

(注1) アンダーラインは特別管理物質（22種類）

* 先にお願いした「ベンゼン等の特別管理物質の暫定作業記録について」
(2004/04/)において物質名にエチレンオキシド(CAS.NO.75-21-8)が欠落していました(法改正13/05/01)。このお知らせを持って訂正させて頂きます。

(注2) 混合物の場合、カッコ内の濃度を超えるものが法規制対象

第1類物質（7種）

1	塩素化ビフェニル(PCB)	(1重量%)
2	<u>ジクロルベンジン及びその塩</u>	(1重量%)
3	<u>アルファーナフチルアミン及びその塩</u>	(1重量%)
4	<u>オルトートリジン及びその塩</u>	(1重量%)
5	<u>ジアニシジン及びその塩</u>	(1重量%)
6	<u>ベンゾトリクロリド</u>	(0.5重量%)
7	<u>ベリリウム及びその化合物</u>	(1重量%ただし合金は3重量%)

第2類物質（37種）

(1) 特定第2類物質

8	シアノ化水素	(1重量%)
9	臭化メチル	(1重量%)
10	アクリルアミド	(1重量%)
11	アクリロニトリル	(1重量%)
12	塩素	(1重量%)
13	トリレンジイソシアネート	(1重量%)
14	パラーニトロクロルベンゼン	(5重量%)
15	フッ化水素	(5重量%)
16	沃化メチル	(1重量%)
17	硫化水素	(1重量%)
18	硫酸ジメチル	(1重量%)
19	<u>エチレンイミン</u>	(1重量%)
20	<u>エチレンオキシド*</u>	(1重量%)
21	<u>塩化ビニル</u>	(1重量%)
22	<u>クロロメチルメチルエーテル</u>	(1重量%)
23	<u>3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン</u>	(1重量%)
24	<u>ニッケルカルボニル</u>	(1重量%)
25	<u>パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン</u>	(1重量%)
26	<u>ベータ-プロピオラクトン</u>	(1重量%)
27	<u>ベンゼン</u>	(1重量%)

(2) オーラミン等

- 28 オーラミン (1 重量%)
29 マゼンダ (1 重量%)

(3) 管理第2類物質

- 30 クロム酸及びその塩 (1 重量%)
31 重クロム酸及びその塩 (1 重量%)
32 石綿 (アモサイト及びクロシドライトを除く) (1 重量%)
33 三酸化ヒ素 (1 重量%)
34 コールタール (5 重量%)
35 アルキル水銀化合物 (メチル基、エチル基に限る) (1 重量%)
36 オルトーフタロジニトリル (1 重量%)
37 カドミウム及びその化合物 (1 重量%)
38 五酸化バナジウム (1 重量%)
39 シアン化カリウム (5 重量%)
40 シアン化ナトリウム (5 重量%)
41 水銀及びその無機化合物 (1 重量%)
42 ニトログリコール (1 重量%)
43 ペンタクロルフェノール (1 重量%)
44 マンガン及びその化合物 (MnO, Mn_2O_3 を除く) (1 重量%)

第3類物質 (9種)

- 45 硫酸 (1 重量%)
46 硝酸 (1 重量%)
47 塩化水素 (1 重量%)
48 二酸化硫黄 (1 重量%)
49 一酸化炭素 (1 重量%)
50 アンモニア (1 重量%)
51 ホスゲン (1 重量%)
52 フェノール (5 重量%)
53 ホルムアルデヒド (1 重量%)